



21環減第114号
平成22年2月5日

江別市廃棄物減量等推進審議会
会長 押谷 一 様

江別市長 三 好



江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第6条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

- (1) 不燃ごみの収集回数の変更について
- (2) 指定ごみ袋の可燃・不燃の統一及び少量袋の新設について
- (3) 大型ごみの収集区分の新設について

2. 諮問理由

- (1) 不燃ごみの収集回数の変更について

市では、不燃ごみを週1回（農村地区にあつては月2～3回）収集しておりますが、平成20年10月のプラスチックを主とする分別変更に伴い不燃ごみの収集量が大きく減少したことから、月2回の収集を検討していますが、不燃ごみの収集回数を見直すことについて、貴審議会の意見を求めます。

- (2) 指定ごみ袋の可燃・不燃の統一及び少量袋の新設について

市の指定ごみ袋は、可燃・不燃の別にそれぞれ4サイズ（10リットル、20リットル、30リットル、40リットル）計8種類ありますが、その種類数に応じて、市においては製作、保管、配布等に要する経費が、また、指定ごみ袋取扱店においては管理、販売等に要する労力が必要となります。

こうした中、分別変更に伴う不燃ごみの減少と可燃ごみの増加に応じてそれぞれの袋の使用頻度が変わり、不燃ごみ袋の余剰と可燃ごみ袋の不足という状況がおきていることから、ごみ袋に係る経費と労力の節減を図る意味でも袋の一本化を検討していますが、指定ごみ袋の可燃・不燃を統一することについて、貴審議会の意見を求めます。なお、市では従前より、可燃ごみと不燃ごみのステーション排出曜日を分離しており、これまで大きな不適正排出はおきておりません。

また、減少した不燃ごみや近年増加傾向にある単身、少人数世帯等のごみ排出量を勘案し、ごみ袋の統一に合わせて5リットルごみ袋の新設を検討していますが、少量袋を新設することについても、貴審議会の意見を求めます。

(3) 大型ごみの収集区分の新設について

市のごみ収集区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び危険ごみの4種類ありますが、「大型ごみ」という収集区分を設けておりません。

このため、家具類等の大型のごみは「不燃ごみ」として出すこととなりますが、ごみステーションへの排出には最大辺1m以内というサイズ限界を設けているため、特例的に許容している一部の品目を除いては、解体しなければごみステーションに出せず、自ら環境クリーンセンターに搬入するか、費用をかけて収集運搬業者に依頼するしか処分方法がない実情にあります。

こうした排出上の不便やアンバランスを解消し、経済的負担を軽減するため、新たに「大型ごみ」という収集区分を設け、これまでごみステーションに排出できなかった1mを超える家具類や、収集車両への引火の恐れから排出禁止物とされていた石油ストーブなどの収集を市自らが行うことを検討していますが、こうした収集区分の新設について、貴審議会の意見を求めます。

なお、「大型ごみ」の収集は、その性状からステーション方式ではなく、事前申込みによる戸別収集方式とし、収集料金は可燃ごみ・不燃ごみとは別体系でサイズ等に応じた相応の額を設定します。また、このような「大型ごみ」の収集は既に多くの市で実施されており、昨年11月に行った市民アンケート調査でも多くの要望意見が寄せられております。